

公文類集第九編
昭和二十年
卷五十二

軍事門
陸軍

国立公文書館
分類
配架番号
2A
13
2936



一口

別紙兩院ノ議決ヲ經タル義勇兵役

陸軍大臣	大藏大臣	內務大臣	外務大臣
厚生大臣	文部大臣	司法大臣	海軍大臣
運輸通備大臣	軍需大臣	農商大臣	大東亞大臣

內閣總理大臣

內閣書記官長
法制局長官

法律第四二號
昭和二十年六月十八日
昭和二十年七月十九日施行
昭和二十年七月三十日

陸軍大臣	海軍大臣	大藏大臣	內務大臣	外務大臣	農商大臣	文部大臣	厚生大臣	運輸通備大臣
陸軍大臣	海軍大臣	大藏大臣	內務大臣	外務大臣	農商大臣	文部大臣	厚生大臣	運輸通備大臣
陸軍大臣	海軍大臣	大藏大臣	內務大臣	外務大臣	農商大臣	文部大臣	厚生大臣	運輸通備大臣

漢字小字

法案ヲ審査スルニ右ハ貴族院議長
上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ然ルベシト
認ム

上諭案

朕ハ曠古ノ難局ニ際會シ忠良ナル臣
民ガ勇奮挺身皇土ヲ防衛シテ國威
ヲ發揚セムトスルヲ嘉シ華々帝國議會
ノ協贊ヲ經タル義勇兵役法ヲ裁可シ
之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和二十年六月二十日

内閣總理大臣
陸軍大臣

海軍大臣

法律第三十九號

(上奏ノ通)

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
義勇兵役法案ノ裁可ヲ奏請

又

昭和二十年六月十日

貴族院議長公爵徳川圀順

義勇兵役法

第一條 大東亞戰爭ニ際シ帝國臣民ハ兵役法ノ定ムル所ニ依ルノ外本法ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

本法ニ依ル兵役ハ之ヲ義勇兵役ト稱ス

本法ハ兵役法ノ適用ヲ妨グルコトナシ

第二條 義勇兵役ハ男子ニ在リテハ年齢十五年ニ達スル年ノ一月一日ヨリ年齢六十年ニ達スル年ノ十二月三十一日迄ノ者勅令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク、女子ニ在リテハ年齢十七年ニ達スル年ノ一月一日ヨリ年齢四十年ニ達スル年ノ十二月三十一日迄ノ者之ニ服ス

前項ニ規定スル服役ノ期間ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ必要ニ應ジ之ヲ變更スルコトヲ得

第三條 前條ニ掲ゲル者ヲ除クノ外義勇兵役ニ服スルコトヲ志願スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ

依リ之ヲ義勇兵ニ採用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル義勇兵ノ服役ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第四條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ義勇兵役ニ服スルコトヲ得ズ但シ
刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル者ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノハ此
ノ限ニ在ラズ

第五條 義勇兵ハ必要ニ應ジ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ召集シ國民義勇戰鬪隊ニ編入ス
本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス

第六條 義勇兵役ニ關シ必要ナル調査及届出ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第七條 義勇召集ヲ免ルル爲逃亡シ若ハ潛匿シ又ハ身體ヲ毀傷シ若ハ疾病ヲ作爲シ其ノ他詐
偽ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

故ナク義勇召集ノ期限ニ後レタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

第八條 前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ帝國外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九條 國家總動員法第四條但書中兵役法トアルハ義勇兵役法ヲ含ムモノトス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス